

特別捜査部・特別刑事部における被疑者取調べの録音・録画の試行について

1 実施事件数【3頁】

- ・ 実施件数 91件(約92.9%)
- ・ 不実施件数 7件(約7.1%)

2 罪種別内訳【4頁】

- ・ 税法違反(脱税等)・・・30件(約31.3%)
- ・ 金融商品取引法違反・・・18件(約18.8%)
- ・ 詐欺・・・・・・・・・・17件(約17.7%)等

3 録音・録画の範囲別内訳【5頁】

全過程 91件中39件(約42.9%)

4 録音・録画の実回数等【7頁】 ☆DVD単位(以下同)

- ・ 実施事件全体 約19.4回(1事件当たりの平均)
- ・ 全過程 約31.6回(1事件当たりの平均)
- ・ 一部録画 約10.3回(1事件当たりの平均)

5 録音・録画の開始時期【8頁】

- ・ 91件中69件(約75.8%)につき勾留請求時まで録音・録画を開始
- ・ 一部録画に限ると、52件中30件(約57.7%)につき勾留請求時まで録音・録画を開始

6 被疑者の認否別内訳【9頁】 ☆途中拒否12件を除く(91件中79件)

	全過程	一部録画
自白	20件(約25.3%)	18件(約22.8%)
否認	19件(約24.1%)	22件(約27.8%)

7 録音・録画時間【11頁】

- 全過程の録音・録画時間(1事件当たりの平均) 約54時間35分(最長127時間28分)
- 一部録画の録音・録画時間(1事件当たりの平均) 約15時間21分(20時間以上13件)
- 録音・録画実施事件全体の総取調べ時間に占める録音・録画時間・・・約51.4%
- 一部録画実施事件の総取調べ時間に占める録音・録画時間・・・約22.4%

8 公判における使用状況等【13頁】

- ・ 第一審判決言渡し件数 43件(91件中)
- ・ 証拠開示された件数 6件(43件中)
- ・ 証拠調べ請求した事例及び任意性が争われた事例は報告されていない。

○ 録音・録画の不実施理由【14頁】

- 録音・録画を全く実施しなかった事例(14頁)・・・7件(いずれも被疑者が拒否した事例)

○ 個別の取調べにおける不実施理由(16頁、18頁)

- ・ 録音・録画を実施していたものの、途中から拒否した事例(16頁)・・・12件
 - 緊張・羞恥心・自尊心等の心理的影響を理由とするもの
 - 他人のプライバシーや共犯者等に供述場面等を見られる可能性があること等を理由とするもの
- ・ その他、以下のような理由から、一部の取調べにつき録音・録画を実施しなかった事例あり(18頁)
 - 共犯者や関係者多数の複雑な事案において真相解明機能が損なわれるおそれがあることや関係者のプライバシーの保護等の理由から、一部の取調べにつき録音・録画を行うことが不適当であると判断した
 - 逮捕当初から犯行を自白しており、弁護人も争うつもりはないと申し述べており、全過程の録音・録画を行う必要性がないと判断した
 - 遠隔地の被疑者を逮捕し、時間的・物理的困難を理由に弁解録取手続の録音・録画を実施しなかった

○ 取調べの録音・録画の有効性【20頁】

1 取調べの適正確保に資すること(20頁)

- 取調べ自体に変化が生じ、取調べが丁寧になるなどの報告あり。
- ※ この点に関して、取調べにおいて本来必要な追及が十分にできなくなったとして問題点に位置づける報告もあり。

2 供述の任意性・信用性の判断に資すること(21頁)

- 以下の点で、供述の任意性・信用性についての判断に資する。
 - ・ 取調官と被疑者とのやり取りが逐一記録される(21頁)。
 - ・ 書面では表現しにくい被疑者の供述態度等を記録できる(22頁)。
- 録音・録画の範囲との関係(23頁)では
 - ・ 取調べの全過程の録音・録画を実施した場合に、被疑者の供述内容が全て記録されることから有用である。
 - ・ 他方、取調べでは、必ずしも、その全てが供述調書に録取されるものではなく、被疑者がいわゆるオフレコで供述をする場面も少なくないなどという取調べの実情から、取調べの全過程の録音・録画を実施していない、又は、実施することができなかった事例もあるが、そのような事例においても、録音・録画は供述の任意性・信用性の判断に十分有用な証拠となり得る。

3 被疑者の供述が客観的に記録されること(26頁)

- 供述調書が作成されていない段階でも、被疑者の供述が客観的に記録されることや、それによって、その後の取調べ等において被疑者が合理的理由なく供述を変遷させにくくなる。
- 特に、取調べの全過程の録音・録画を実施した事例においては、被疑者の供述内容がもれなく記録されるため、被疑者が供述を変遷させた場合にそれが不合理であることが明確になる。

4 その他(27頁)

- 捜査打合せ等をより正確に行ったり、主任検察官等が取調べ検察官に対し、取調べの手法等につきの確なアドバイスをすることが可能。

○ 取調べの録音・録画の問題点【28頁】

1 被疑者が録音・録画を意識して供述態度を変化させること(28頁)

- 緊張・羞恥心・自尊心等の心理的影響から自由な供述がしづらくなる場合がある(28頁)。
- 取調べにおいては、犯罪事実それ自体のみならず、動機や経緯等に関連して被疑者の生活状況等のプライバシーを含む様々な事項について幅広いやり取りが行われるが、必ずしも、その全てが供述調書に録取されるものではなく、また、検察官との信頼関係に基づいてオフレコで供述する場面も少なくなく、取調べの録音・録画を実施した場合には、供述内容が即時記録化されるため、録音・録画時には、被疑者は、口が重くなり、自由な供述をしづらくなる場合がある(30頁)。
- 自らのプライバシーが録画されることの躊躇から、被疑者が自由に供述することができない(32頁)。
- 社会の耳目を集める事案や、著名人を含む多数の関係者が関わっている事案等では、共犯者や事件に関係する第三者に関する供述を得ることが困難な場合がある(33頁)。

※ 取調べの一部の録音・録画を実施した事件(52件)に関し、録音・録画を実施した合計535回の取調べのうち118回(約22.1%)の取調べについて、録音・録画の実施前後で、供述態度や供述内容に変化が生じたとの報告あり(34頁)。

2 取調官側への影響その他の捜査・公判への影響(36頁)

- 録音・録画を意識して十分な説得・追及ができなかった。
- 独自捜査事件の場合、一般的に長時間の録音・録画が行われており、主任検察官等は、押収物の精査や参考人の事情聴取等の捜査を自ら行う一方で、被疑者の取調べ状況等を的確に把握するためにDVD等を視聴することになるため、DVD等の視聴等に極めて長時間を要し、業務の負担や捜査全体への影響が大きい。

3 関係者の名誉等を害するおそれがあること等(38頁)

全過程の録音・録画においては、取調べにおける供述内容がもれなく記録化されることから、供述調書化されていない録音・録画された供述内容が開示等された場合には関係者の名誉等を害するおそれがある。